

社会福祉充実計画

- ① 社会福祉充実計画とは
- ② 社会福祉充実計画の策定と承認
- ③ 社会福祉充実残高の計算

社会福祉法人が保有する財産については、すべての財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した、再投下対象財産（社会福祉充実残額）を明確にすることが要求されています。

そして社会福祉充実残額が生じた場合には、その使途として社会福祉充実計画を策定し、これに従った社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなります。

これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、社会福祉法人はその貴重な財産を活用して既存事業をより充実させたり、地域住民の福祉に資する新事業に活用すべきだと考えられているためです。加えて、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その使途について、国民に対する社会福祉法人の説明責任の強化を図る必要があるためです。

1

社会福祉充実計画とは

社会福祉法人における内部留保

営利企業（株式会社など）が事業活動を通じて獲得した利益は、繰越利益剰余金として純資産に計上され、そこから株主に配当を行います。

しかし、100万円の利益が出ても、全額を配当金として株主に還元するのではなく、事業の再投資や拡大、将来の損失に備えて、利益の一部を配当せずに企業内に蓄えておくのが一般的です。このように獲得した利益の一部を企業内に留保することを「内部留保」といいます。

では、社会福祉法人で考えてみましょう。

事業活動を通じて獲得した利益にあたるものは、純資産の次期繰越活動増減差額として計上されます。しかし、社会福祉法人では営利企業とは異なり、株主は存在せず、配当も行われません。したがって、社会福祉法人が獲得した活動増減差額は、営利企業のように配当として社外に流出することなく、社会福祉法人の純資産に蓄積され続けます。そのため、社会福祉法人では**純資産から基本金と国庫補助金等特別積立金を差し引いた部分**が「内部留保」にあたり、赤字にならない限り内部留保にあたる金額は増え続けることになります。

社会福祉充実残額

社会福祉法人の「内部留保」について、明瞭に把握ができなかったり、多く蓄えておきながら事業拡大に消極的だったり、さまざまな批判がなされてきました。また、社会福祉法人としての不適切な経営などが指摘される中、平成28年3月に社会福祉法が改正されました。

この改正によって、「純資産の額（資産の額－負債の額）」が「事業継続に必要な財産の額」を超える場合には過度に内部留保が存在することから、その超過額を「**社会福祉充実残額**」とし、既存事業の充実または新規事業の実施計画などをまとめた「**社会福祉充実計画**」を作成し、所轄庁の承認を得なければならないこととなりました。

4

社会福祉充実計画



元が税金などのため財産が余りすぎている場合には、社会福祉事業をより充実させるために、その財産を有効に活用する計画を立てる必要があります。

社会福祉充実計画とは

社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、この計画に従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該財産を計画的かつ有効に再投下していくこととなります。（社会福祉法第55条の2）

これは、社会福祉法人が社会福祉充実残額の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」する目的があります。

社会福祉充実計画に盛り込むべき社会福祉充実残額の用途について、社会福祉法人における検討順位は、第1順位に社会福祉事業、第2順位に地域公益事業、第3順位に公益事業とし、既存事業の充実又は新規事業の実施（例：職員の処遇改善、新規人材の雇入れ、建物の建替等）に係る費用に活用すべきこととされています。

また、社会福祉充実計画を策定する必要がある社会福祉法人は、**毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に、計算書類等と併せて所轄庁へ申請することが必要**です。

社会福祉
充実残額

第1順位：社会福祉事業

職員処遇改善、新たな人材の雇入れ、既存建物の建替など

第2順位：地域公益事業

単身高齢者の見守り、移動支援など

第3順位：公益事業

介護人材の養成事業、ケアマネジメント事業、配食事業など

地域公益事業とは

地域公益事業は、社会福祉充実残額を活用し、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する」もので、具体的な取り組みとして、以下のものが挙げられます。

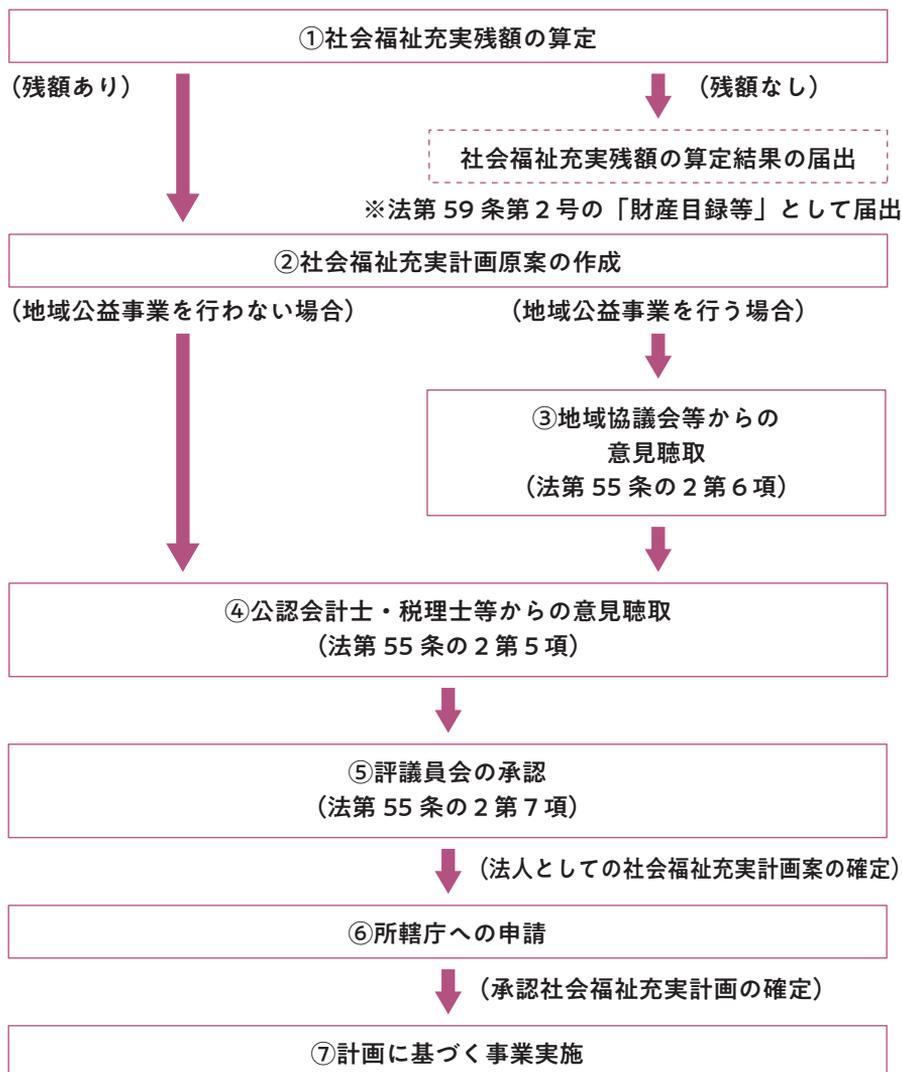
- ・さまざまなニーズに対応した、分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- ・現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- ・公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- ・高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- ・緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- ・貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- ・仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ・地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- ・中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ・高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- ・災害時要援護者に対する支援体制の構築

2

社会福祉充実計画の策定と承認

社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実残額の発生から事業実施に至るまでの流れを示しておきます。





③地域協議会等からの意見聴取は、地域公益事業を行う場合のみ必要になります。

社会福祉充実計画のポイント

各項目における社会福祉充実計画のポイントは以下になります。

事 項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人の基本情報 ② 社会福祉充実残額の推移 ③ 各年度における事業概要及び事業費 ④ 資金計画 ⑤ 事業の詳細 等
計画の実施期間等	<p>原則5年で社会福祉充実残額の全額を再投下。 これが難しい合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を10年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。</p>
計画に位置付けるべき事業の種類	<p>以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） ② 地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） ③ ①及び②以外の公益事業
計画の公表	<p>計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。</p>

4

社会福祉充実計画

社会福祉充実計画の様式

社会福祉充実計画に関する書類を示すと次のようになります。

令和○年度～令和○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名							法人番号		
法人代表者氏名									
法人の主たる所在地									
連絡先									
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日									
評議員会の承認年月日									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和○年度末現在)	1か年度目 (令和○年度末現在)	2か年度目 (令和○年度末現在)	3か年度目 (令和○年度末現在)	4か年度目 (令和○年度末現在)	5か年度目 (令和○年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額	
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)									
本計画の対象期間									

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・ 新規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
1か年 度目						
	小計					
2か年 度目						
	小計					
3か年 度目						
	小計					
4か年 度目						
	小計					
5か年 度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び 公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
	計画の実施期間に おける事業費合計						
財源 構成	社会福祉充実 残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名		
主な対象者		
想定される対象者数		
事業の実施地域		
事業の実施時期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の 実施スケジュール	1 か年度目	
	2 か年度目	
	3 か年度目	
	4 か年度目	
	5 か年度目	

4
社会福祉充実計画

事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

3

社会福祉充実残額の計算

社会福祉充実残額の算定

社会福祉充実残額の算定方法は、「**社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準**」に規定されており、貸借対照表等の計算書類を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるようにされています。

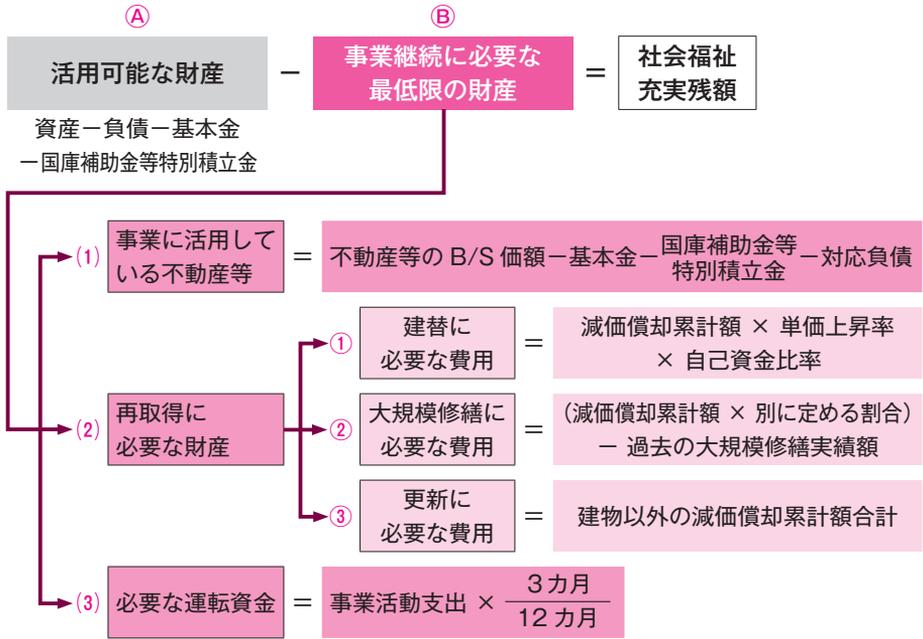
この算定方法では社会福祉充実残額を活用可能な財産（**㉠**）から事業継続に必要な最低限の財産である控除対象財産（**㉡**）を差し引いた**再投下対象財産**としています。

特に指示がなく、複数の方法が選択できる場合は、**社会福祉充実残額が最も少なくなる方法**を採用します。



社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければなりません。

point 社会福祉充実残額の計算（全体像）



①活用可能な財産

活用可能な財産の算定式は以下になります。

$$\begin{aligned} \text{活用可能な財産} &= \text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金} \\ &= \text{純資産} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金} \end{aligned}$$

純資産から基本金と国庫補助金等特別積立金を引くことで内部留保を出しています。

貸借対照表

資産合計	負債合計		} 活用可能な 財産
	純 資 産 合 計	基本金 国庫補助金等特別積立金 ----- その他の積立金 ○○積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3.(3)

4

社会福祉充実計画



この計算の時点でゼロ以下となる場合は、社会福祉充実残額は発生しないこととなります。

②控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

事業継続に必要な最低限の財産は以下の3つから構成されます。

- (1) 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
- (2) 再取得に必要な財産…
 - ①将来の建替に必要な費用
 - ②建替までの間の大規模修繕に必要な費用
 - ③設備・車輛等の更新に必要な費用
- (3) 必要な運転資金

②控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産			
(1) 社会福祉法に基づく 事業に活用している 不動産等	(2) 再取得に 必要な財産		(3) 必要な 運転資金
	①	②	③

(1)社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」とは、社会福祉事業等で使用している財産のことであり、算定式は以下になります。

社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等＝

財産目録により特定した
事業対象不動産等に係る
貸借対照表価額の合計額

－ 対応基本金

－ 国庫補助金等
特別積立金

－ 対応負債

この算式によって、事業に使用している不動産等に対して、社会福祉法人がどれだけ自己資金を出しているのかを計算しています。

不動産等	自己資金	自己資金の部分のみ 控除対象となる
	基本金（寄附金）	
	国庫補助金等 特別積立金（補助金）	
	対応負債（借入金）	

なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」には、社会福祉事業に限らず、公益事業や収益事業で活用している不動産等も対象になります。

上記の不動産等に対応する負債は、設備資金借入金、1年以内返済予定設備資金借入金、リース債務、1年以内返済予定リース債務となります。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (4) ③

こうした基本的な考え方の下、控除対象となる不動産等の具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりです。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (4) ①

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるもの限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	

未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
受取手形	事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。	—	
貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	
立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。

	1年以内回収予定 拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	
	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。(注1)
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	

4

社会福祉充実計画

固定資産（その他の固定資産）

構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	
建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	
長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の日が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の日が1年を超えて到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の日が1年を超えて到来するものをいう。		
退職給付引当資産	退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り金積立資産	長期預り金（注：ケアハウス等における入居者からの管理費等）に対応して積み立てた現金預金等をいう。		

〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。	—	使途目的の定めのない財産であることから控除対象とはならない。(注3)ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業による工賃変動積立資産については、この限りではない。
差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。

(注1) 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立時に必要とされた基本財産(社会福祉施設等を経営する法人にあっては、100万円又は1,000万円、社会福祉施設等を経営しない法人にあっては、1億円又は所轄庁が認めた額など、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号。)等に基づき必要とされた額に限る。)の範囲内で控除対象となる。

(注2) 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用方策が明らかなる場合(翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着手する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。)については、この限りではない。

なお、土地・建物を翌々会計年度以降に活用する場合にあっては、社会福祉充実計画において、具体的な活用方策を記載することにより、当該土地・建物を保有し、活用することが可能である。

(注3) 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等については、控除対象となる。

(注4) 損害保険金又は賠償金を受け、これを原資として建物等の現状復旧を行うための財産については、当該保険金又は賠償金の範囲で控除対象となる。



〇〇積立資産は控除対象となりませんが、就労支援事業による工賃変動積立資産は控除対象となります。

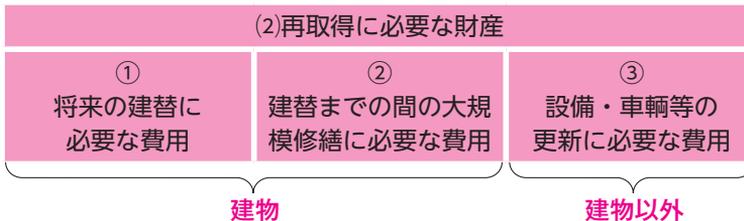
(2)再取得に必要な財産

事業に使用している取得価額5億円の建物があったとします。減価償却が4億円分されているとき、帳簿価額の1億円については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として算定されます。

ここでは、残りの減価償却累計額の4億円分をもとに、再取得に必要な財産を算定する必要があります。

再取得に必要な財産は、以下の3つから構成されます。

- (2) 再取得に必要な財産… ①将来の建替に必要な費用
 ②建替までの間の大規模修繕に必要な費用
 ③設備・車輛等の更新に必要な費用



建物は数十年の経過ののち、建替を行います。そのため、30年前は5億円で建てられたものが、今日では6億円ないと建てられないといった物価上昇を考慮する必要があります。

① 将来の建替に必要な費用

減価償却費は、取得価額を基に計算されるため、取得時の建設費の水準に依拠しています。そのため、建物を将来的に建て替えるには、建設単価等の上昇率を考慮する必要があります。

また、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定と同様に、その建物における自己資金の額も考慮して、以下のように算定します。

将来の建替に必要な費用＝

$$\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率 (i)} \times \text{自己資金比率 (ii)}$$

(統計と実績のいずれか高い方) (統計と実績のいずれか高い方)

(i)：建設単価等上昇率

次のイ（統計データ）またはロ（実績データ）のいずれか高い割合により算定します。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (5) ③

イ：建設工事費デフレーターによる上昇率（統計データ）

国土交通省が公表する建設工事費デフレーターによる上昇率です。

年度	建設工事費デフレーター (建設総合指数)	2020年と比較した 伸び率	年度	建設工事費デフレーター (建設総合指数)	2020年と比較した 伸び率
2000	89.5	1.206	2011	94.7	1.139
2001	88.0	1.226	2012	94.1	1.147
2002	87.1	1.239	2013	96.5	1.118
2003	87.6	1.232	2014	99.8	1.081
2004	88.6	1.218	2015	100.0	1.079
2005	89.7	1.203	2016	100.3	1.076
2006	91.5	1.179	2017	102.2	1.056
2007	93.8	1.150	2018	105.6	1.022
2008	96.8	1.115	2019	108.0	0.999
2009	93.4	1.155	2020	107.9	1.000
2010	93.5	1.154			

例えば2000年度に建設した建物の建設工事費デフレーターは、「2020年と比較した伸び率」の数値1.206となります。数値の計算方法は以下になります。

$$107.9 \text{ (2020年数値)} \div 89.5 \text{ (2000年数値)} \div 1.206$$

ロ：実績上昇率（実績データ）

まず建物の建設単価（1m²当たり）を計算します。

$$\text{建設時の取得価額} \div \text{建設時における延べ床面積} = \text{建設単価}$$

次に、別に定める建設単価（一般的単価）[令和4年3月現在 290,000円]を上記で求めた建設単価で割ることで、実績の上昇率（小数点第4位を四捨五入）を出します。

$$\text{建設単価（一般的単価）} \div \text{建設単価} = \text{実績上昇率}$$

(ii)：一般的な自己資金比率（統計）と実績の自己資金比率のいずれか高い方

一般的な自己資金比率 [令和4年3月現在 24%]は数値として与えられます。それに対して、以下の方法で建設時の実績自己資金比率（小数点第4位を四捨五入）を算定し、いずれか高い方を使います。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (5) ④

$$\text{建設に係る自己資金} \div \text{建設時の取得価額} = \text{実績自己資金比率}$$

② 建替までの間の大規模修繕に必要な費用

建物の大規模修繕にかかる費用を確保しておく必要があります。そのため、以下のように必要な費用を計算します。

建替までの間の大規模修繕に必要な費用＝

(建物に係る減価償却累計額×別に定める割合^{*})－過去の大規模修繕に係る実績額

また、過去の大規模修繕実績額が不明な場合は、以下のように必要な費用を計算します。

$$\text{建物に係る減価償却累計額} \times \text{別に定める割合}^* \times \frac{\text{建物帳簿価額}}{\text{建物建設時の取得価額}}$$

※ 令和4年3月現在における上記の別に定める割合は23%です。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (5) ⑤



大規模修繕は、固定資産に計上される資本的支出に限られません。

③ 設備・車輛等の更新に必要な費用

設備・車輛等の更新に必要な費用は、財産目録において特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額とします。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (5) ⑥

(3) 必要な運転資金

資金収支計算書における年間事業活動支出の3か月分とします。

$$\text{年間事業活動支出（年間）} \times \frac{3}{12}$$

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (6) ②

4

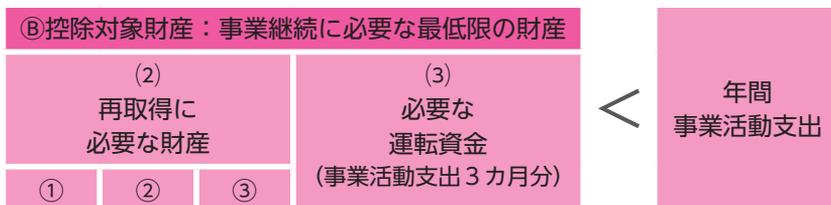
社会福祉充実計画

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例（計算の特例）

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、次のいずれかに該当する場合は、控除対象財産（㊸）については、再取得に必要な財産(2)及び必要な運転資金(3)の代わりに、年間事業活動支出全額を控除することができます。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 3. (7)

- ・ 現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない場合
- ・ 当該土地・建物の価額が著しく低い場合



(2)+(3)の合計が、年間事業活動支出より少ない場合に、この計算の特例を選択するときは、年間事業活動支出を控除します。

例えば、(2)が5億で、年間事業活動支出が12億とした場合は、次のようになります。

$$5\text{億} + 3\text{億} (\text{年間事業活動支出 } 12\text{億の } 12\text{分の } 3) < 12\text{億}$$

確認テスト

- 1 以下の資料にもとづき、答案用紙の計算過程にしたがって社会福祉法人Nの社会福祉充実残額を計算しなさい。ただし、特に指示がない場合、複数の方法が選択できる場合には、社会福祉充実残額が最も少なくなる方法を採用すること。最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

I 活用可能な財産

当期末貸借対照表の金額

資産：80,008,000円 負債：20,000,000円

基本金：30,000,000円 国庫補助金等特別積立金：15,500,000円

II 控除対象財産

1 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(1) 財産目録における事業対象不動産等に係る貸借対照表価額
55,500,000円

(2) 対応基本金：30,000,000円、国庫補助金等特別積立金：15,500,000円
対応負債：0円

2 再取得に必要な財産

(1) 将来の建替に必要な費用

建物の減価償却累計額：2,000,000円

建物の建設時の取得価額：20,000,000円（延床面積：100m²）

一般的な1m²当たり建設単価：290,000円/m²

建設工事費デフレーターによる上昇率：1.4

一般的な自己資金比率：24%（実績自己資金比率より高い）

(2) 大規模修繕に必要な費用

一般的な大規模修繕の費用比率は23%である。なお、過去の大規模修繕に係る実績額は0円であった。

(3) 設備・車輛等の更新に必要な費用はないものとする。

3 必要な運転資金

年間の事業活動支出は1,200,000円である。

答案用紙

- I 活用可能な財産 円
- II 控除対象財産
- 1 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 円
- 2 再取得に必要な財産
- (1) 建設単価の実績上昇率
- (2) 将来の建替に必要な費用 円
- (3) 大規模修繕に必要な費用 円
- (4) 設備・車輛等の更新に必要な費用 0 円
- 3 必要な運転資金 円
- 控除対象財産計 円
- III 社会福祉充実残額 円
(1万円未満切捨)

巻末

確認テスト 解答解説

第4章

社会福祉充実計画

問題：P.27

1

解答

I 活用可能な財産	14,508,000	円
II 控除対象財産		
1 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	10,000,000	円
2 再取得に必要な財産		
(1) 建設単価の実績上昇率	1.45	
(2) 将来の将来の建替に必要な費用	696,000	円
(3) 大規模修繕に必要な費用	460,000	円
(4) 設備・車輛等の更新に必要な費用		0 円
3 必要な運転資金	300,000	円
控除対象財産計	11,456,000	円
III 社会福祉充実残額	3,050,000	円
	(1万円未満切捨)	

解説

I 活用可能な財産
$80,008,000 \text{ 円} - 20,000,000 \text{ 円} - 30,000,000 \text{ 円} - 15,500,000 \text{ 円}$
$= 14,508,000 \text{ 円}$

II 控除対象財産

- 1 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

$$55,500,000 \text{ 円} - 30,000,000 \text{ 円} - 15,500,000 \text{ 円} = 10,000,000 \text{ 円}$$

- 2 再取得に必要な財産

- (1) 建設単価の実績上昇率

$$\text{建設単価} : 20,000,000 \text{ 円} \div \text{延床面積} : 100\text{m}^2 = @ 200,000 \text{ 円} / \text{m}^2$$

$$\text{実績上昇率} : @ 290,000 \text{ 円} / \text{m}^2 \div @ 200,000 \text{ 円} / \text{m}^2 = 1.45$$

$$\text{建設工事費デフレーターによる上昇率} : 1.4$$

$$1.45 > 1.4 \text{ よって } 1.45 \text{ を用いる。}$$

- (2) 将来の将来の建替に必要な費用

$$\frac{2,000,000 \text{ 円}}{\text{減価償却累計額}} \times 1.45 \times \frac{24\%}{\text{自己資金比率}} = 696,000 \text{ 円}$$

- (3) 大規模修繕に必要な費用

$$\frac{2,000,000 \text{ 円}}{\text{減価償却累計額}} \times \frac{23\%}{\text{費用比率}} - \frac{0 \text{ 円}}{\text{過去の大規模修繕}} = 460,000 \text{ 円}$$

- (4) 再取得に必要な財産

$$696,000 \text{ 円} + 460,000 \text{ 円} = 1,156,000 \text{ 円}$$

- 3 必要な運転資金

$$1,200,000 \text{ 円} \times \frac{3 \text{ カ月}}{12 \text{ カ月}} = 300,000 \text{ 円}$$

- 4 特例の判定

$$\frac{1,156,000 \text{ 円}}{\text{再取得に必要な財産}} + \frac{300,000 \text{ 円}}{\text{必要な運転資金}} = 1,456,000 \text{ 円} > \frac{1,200,000 \text{ 円}}{\text{年間事業活動支出}}$$

よって特例は適用しない

- 5 控除対象財産計

$$\frac{10,000,000 \text{ 円}}{\text{事業活用不動産等}} + \frac{1,156,000 \text{ 円}}{\text{再取得に必要な財産}} + \frac{300,000 \text{ 円}}{\text{必要な運転資金}} = 11,456,000 \text{ 円}$$

III 社会福祉充実残額

$$\frac{14,508,000 \text{ 円}}{\text{活用可能な財産}} - \frac{11,456,000 \text{ 円}}{\text{控除対象財産}} = 3,052,000 \text{ 円} \rightarrow 3,050,000 \text{ 円}$$

(1万円未満切捨)

Column

深刻な2040年問題……

「2040年問題」という言葉をご存じでしょうか？

少子高齢化が進み、2040年には65歳以上の高齢者が4,000万人近くに達する見込みとなり、全人口の約36%が高齢者ということになります。

一方で少子化はどんどん進んでいて、2021年の出生数は81万人であり、ピーク時であった1970年代の出生数200万人から比較すると半分以下となっていました。

この現状を踏まえ、2040年には

- ・社会保障費の財源不足
- ・医療、福祉従事者の人材不足

といった深刻な問題が起こると予測されています。これがいわゆる「2040年問題」なのです。

この問題を解決するための方策の1つが「年金改革」です。

健康で元気な高齢者の方々には、積極的に就労を促し、年金を受取る側から納める側になってもらおう、ということですね。

皆さんも、某ハンバーガーショップで元気に働いていらっしゃる高齢者の方々を見かけたことがあるのではないのでしょうか？ 高齢者の方々がとても楽しそうに生き活きとお仕事をされているのを拝見してびっくりする気持ちと同時に、「自分も長く現役で頑張りたいなあ……」と思います。

このような背景から、積極的に高齢者の再就職を受け入れている企業がどんどん増えているようです。

人生100年時代、そのうち「高齢者」の年齢の定義も変わるかもしれませんね……。



まだまだ現役だあ！！